

入札公告

次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年6月2日

南越前町長 仲倉 典克

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名
公用車（国産普通乗用車・ハイブリッド）売却
- (2) 物品仕様等
仕様書による。
- (3) 設計額
1,364,000 円（税抜）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、次に掲げる条件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- (2) 会社更生法又は民事再生法に基づき、更生手続き開始の申立て又は再生手続き開始の申立てがなされていないこと（更生計画又は再生計画の認可がなされている場合を除く）。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (4) 現に南越前町の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (5) 令和8・9・10年度南越前町入札参加資格者名簿（物品等）に登録されている者であること。
- (6) 入札日現在、古物商の許可（自動車）を有する者であって、かつ、自動車販売業を継続して2年以上営んでいる者。

3 入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、次のとおり申請し入札参加資格の確認を受けなければならない。

- (1) 申請期間 令和8年6月12日（金）から令和8年6月18日（木）まで
（土、日、祝日を除く。）
- (2) 申請時間 午前9時から午後5時までとする。
ただし、令和8年6月18日（木）は正午までとする。
- (3) 提出先 南越前町総務課（問い合わせ先を参照）
- (4) 提出方法 持参および郵送（ただし、郵送による提出の場合は、書留郵便とする。）

- (5) 提出書類
- ア 入札参加資格申請書
 - イ 古物商許可証の写し（すべての面の写しを添付してください。）
 - ウ 当該入札者の所在地の市町村の税（市町村民税（法人・個人）・固定資産税・軽自動車税・都市計画税・国民健康保険税等）に係る完納証明書（写し可）
 - エ 法人の場合、登記簿謄本（登記事項証明書）（写し可）
 - オ 個人の場合、身分証明書（写し可）
 - カ 自動車販売業を営業していることがわかる書類（次に示す書類は例示したものであり、現に当該業種を営業していることがわかる書類であれば別の書類であっても支障ありません。）
 - 売買契約書等により自動車販売業を営んでいることがわかる書類の写し（個人情報に係る部分については複写する際に黒塗り等にして隠してください）
- ※ 上記のうちウ、エ及びオの証明書類については、提出日前3ヵ月以内に発行されたものであること。

(6) 入札参加資格の有無

入札参加資格有無について、令和8年6月22日（月）午後5時までに電子メール又は電話で連絡し、後日、結果通知書を送付する。※メール受信後、受信確認メールを返信すること。

4 質疑

(1) 入札に関して質疑がある場合は、町指定の質疑書に質疑内容を記入のうえ、南越前町総務課（入札担当）へ電子メールにて提出し、電話連絡をすること。

ア 質疑提出期間 令和8年6月10日（水）午後5時まで

イ 質疑提出電子メールアドレス kouji@town.minamiechizen.lg.jp

(2) 質疑に対する回答は、令和8年6月12日（金）午後5時までにホームページで行う。

5 設計図書等の閲覧期間

設計図書等の閲覧は、南越前町ホームページにおいて、公告日から令和8年6月18日（木）午後5時まで可能とする。

6 入札（開札）日時、場所及び入札方法

(1) 開札日時 令和8年6月29日（月） 11時0分から

(2) 開札場所 南越前町役場 別館 第1会議室

(3) 入札の方法 郵便入札 ※開札の立会いは任意とする

(4) 入札書提出期限 令和8年6月26日（金）午後5時 ※到達期限であり、持参も可

(5) その他 南越前町郵便入札実施要領及び南越前町郵便入札の手引きによる

7 最低売却価格 1, 3 6 4, 0 0 0 円 (税抜)

8 入札保証金 免除

9 入札金額の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

10 その他の入札必要事項

入札参加者は、入札公告及び南越前町ホームページに記載されている入札・契約に関する要領及び留意事項等を熟読し、遵守のうえ、入札に参加しなければならない。

11 入札の取りやめ等

入札参加者が連合し又は不穏の行動をなす等の場合において入札を公正に執行することができないと認められるとき又は本町の都合により、入札を延期し若しくは取りやめる場合がある。この場合において、入札参加者は意義を申し立てることができない。

12 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。また、無効の入札をした者は、入札後直ちに行う再度の入札には参加できない。

- (1) 虚偽又は現況と異なる記載による入札参加申請を行い、入札参加資格を得た者による入札
- (2) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (3) 南越前町財務規則及びその他入札に関する条件に違反した入札

13 契約に関する事項

- (1) 町様式にて契約書を作成する。
- (2) 契約保証金は免除とする。

14 車両引き渡しに関する事項

- (1) 車両引き渡し期限は令和8年8月31日（月）とする。
- (2) 当該車両は、車検有効期限が切れているため、現地引き渡しとする。なお、運送に係る手続等は落札者が行うものとする。
- (3) 当該車両の所有権は、売買代金を納入したときに落札者に移転するものとする。
- (4) 当該車両の引き渡しは、売買代金納入後、(1)の引き渡し期限までに行うものとする。なお落札者は、受け取った時点で受領した旨の認印を捺印するものとする。
- (5) 落札者は、当該車両の引き渡し後3週間以内に抹消登録の手続きを行うものとし、完了後、当

該完了を証する書類を提出するものとする。

- (6) 当該車両は、契約締結時の条件で引き渡すものとし、引き渡し後の不調や故障の補償は一切行わないものとする。また、事故、災害発生の場合は、全て落札者の責任において処理するものとする。
- (7) 運搬費用、抹消登録費用、移転登録費用、その他引き渡しに係る費用等及び手続等については、入札額とは別に落札者の負担とする。

15 全体スケジュール

令和8年6月2日～令和8年6月5日	入札案内期間
令和8年6月8日～9日	売却物品公開（事前見学会） 【要予約】
令和8年6月10日	質疑受付締切
令和8年6月12日 17時まで	質疑回答
令和8年6月12日～令和8年6月18日	入札参加申し込み
令和8年6月29日	入札、開札 【落札者の決定】
令和8年7月6日	公用車売買契約書の締結
令和8年7月6日～令和8年7月27日	売買代金の納付
売買代金納付～令和8年8月31日	所有権移転手続き 引き渡し

16 その他

- (1) 入札に係る費用はすべて入札参加者の負担とする。
- (2) 本入札において使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨とする。
- (3) この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は、問合せするか町ホームページで確認すること。

17 問い合わせ先（入札書提出先）

〒919-0292 福井県南条郡南越前町東大道29-1 南越前町役場総務課 入札担当
電話 0778-47-8010 [メールアドレス kouji@town.minamiechizen.lg.jp](mailto:kouji@town.minamiechizen.lg.jp)